

## EditNet 株式会社 IP ルーティングサービス提供約款（新旧対照表）

改定後	改定前
<p>第1103条（ダイヤルアップ型 IP ルーティングサービスの利用の態様の制限）</p> <p>（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 契約者がひとつの契約あたり同時に利用できるダイヤルアップ型接続の数は、特に別段の定めをする場合を除くほか、1 接続まで(ISDN による接続の場合にあつては、そのBチャンネルの数が1に限ります。)とします。</p> <p>4 <u>前項に定める数を超えて同時に接続があった場合は、会社は第3項に定める数を超える接続のうち、当社が相当と定める接続を切断することがあります。あわせて、</u> 契約者は別に定める加算料金を支払うものとします。</p> <p>5 （略）</p> <p>6 <u>ダイヤルアップ型 IP ルーティングサービスについては、会社が工事、保守または運用のために必要と認める場合は、その接続を切断することがあります。この場合、契約者に特に通知を行わないことがあります。</u></p> <p><u>7</u> ダイヤルアップ型 IP ルーティングサービスについては、1 回の接続時間が会社が相当と認める時間を超えた場合は、その接続を切断することが</p>	<p>第1103条（ダイヤルアップ型 IP ルーティングサービスの利用の態様の制限）</p> <p>（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 契約者がひとつの契約あたり同時に利用できるダイヤルアップ型接続の数は、特に別段の定めをする場合を除くほか、1 接続まで(ISDN による接続の場合にあつては、そのBチャンネルの数が1に限ります。)とします。</p> <p>4 前項の数を超えて同時に接続があった場合は、契約者は、別に定める加算料金を支払うものとします。</p> <p>5 （略）</p> <p>6 ダイヤルアップ型 IP ルーティングサービスについては、1 回の接続時間が会社が相当と認める時間を超えた場合は、その接続を切断することがあります。</p> <p>7 会社が MVNO である場合、MNO または MVNE が別に定めるところにより、契約者の利用の態様が制限されることがあります。</p>

あります.	
8 (略)	
附則(略)	

(改定の理由)

2026年6月に実施した認証サーバの更新により、PPPoEのセッションを管理する方法を変更したため、接続時に一律にセッションタイムアウト（一定の時間の経過で一律にセッションを切断すること）を実施する必要がなくなりました。他方で、保守または運用上の理由でセッションを切断する必要が生じる場面は引き続き想定されることから、今後の運用に合った規定に変更します。

改定後概ね2か月程度は、セッションタイムアウトによる切断と、保守または運用上の理由等による切断が両方生じることから、今回は約款に新しい切断の理由だけを定めます。次回以降の約款改定時に、セッションタイムアウトに関する規定を削除する予定です。

保守または運用上の理由による切断は、例えば、DNSサーバ（リゾルバ）のIPアドレスを変更する場合、特定の接続点に高トラフィックのお客さまが集中して、お客さま全体の円滑な通信に支障が生じており、一部のお客さまを別の接続点に切り替える必要がある場合など、お客さまのご利用やNWの安定的な運用のために必要な場合を想定しています。（これらは従来、セッションタイムアウトにより対応していました。）

いわゆる重複接続については、従来から「接続を拒否することがある」という仕様でしたが、今後はこれに加え、超過するセッションを網側から自動的に切断する運用を開始するため、その旨を明確にします。

※セッションの切断については、解約や利用停止、通信利用の制限などが理由になる場合もあります。